

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	係長	担当	担当	文書取扱主任								

## 第 39 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 26 年 4 月 15 日 (火曜日)	開会 13 時 29 分	閉会 14 時 45 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長		和田副主幹
欠席委員	なし		平川係長
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	○休憩中、4月1日付け人事異動に伴う係長職以上の職員紹介を行った。		
	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 平成 26 年度滝川市病院事業会計補正予算 (第 1 号) について		
	(2) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について		
	(3) 平成 26 年度国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について		
	(4) 滝川市一般会計補正予算 (第 1 号) について		
	(5) 社会福祉事業団への事業移管に係る協定調印について		
	2. その他について		
	清水委員から、公共施設マネジメント計画に関連して、中央老人福祉センターと身体障害者福祉センターの統合を考えているという話を聞くことから、このことについて、本常任委員会で調査していく必要があるのではないかと意見があった。		
	3. 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
	上記記載のとおり相違ない。		
厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊞			

平成26年4月14日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年4月3日付け滝議第6号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いいたします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いいたします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部次長	田 中 嘉 樹
市民生活部保険医療課長	榎 木 康 人
市民生活部保険医療課長補佐	寺 嶋 悟
市民生活部保健医療課係長	石 原 禎 康
保健福祉部長	佐々木 哲
保健福祉部次長	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課長補佐	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課長	松 澤 公 和
保健福祉部介護福祉課主幹	柳 圭 史
保健福祉部介護福祉課主査	須 藤 公 夫
市立病院事務部長	鈴 木 靖 夫
市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌
市立病院事務部事務課長補佐	<del>澤 田 忠 信</del>
市立病院事務部事務課庶務係長	倉 本 真 吾

(総務部総務課総務係)

第39回 厚生常任委員会

H26. 4. 15 (火) 午後1時30分  
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

○ 休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《市立病院》

(1) 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算 (第1号) について (資料) 事務課

《市民生活部》

(2) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について (資料) 保険医療課

(3) 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について (資料) //

《保健福祉部》

(4) 滝川市一般会計補正予算 (第1号) について (資料) 福祉課

(5) 社会福祉事業団への事業移管に係る協定調印について (口頭) 介護福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

## 第39回 厚生常任委員会

H26. 4. 15 (火) 13:30～

第一委員会室

開 会 13:29

委員長 ただいまから第39回厚生常任委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席、議長の出席をいただいております。傍聴としまして道新、プレス空知、小野議員の出席を許可しております。

それでは、所管からの報告事項に入る前に、4月1日付人事異動に伴う職員の紹介を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 13:30

再 開 13:36

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、所管からの報告事項に入らせていただきます。

### 1. 所管からの報告事項について

報告事項に入る前に、(1)から(4)までは議案関連となっておりますので、ご留意願います。

それでは、市立病院から(1)、平成26年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)についての説明を求めます。

#### (1) 平成26年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)について

鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

倉本係長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水 参加申込書を出したのが1社ということですが、この1社が滝川通運ということで、この会社はグループ会社だから、建設とか、たくさんやられていると思いますが、会社そのものの実績としてこういったアパート、マンションの建設あるいは管理運営の実績はあるのでしょうか。どの程度あるのかお聞きします。

鈴木部長 募集の条件の中にそのような実績を求めたものはございませんでしたけれども、滝川通運からいただいている定款の中には不動産賃貸及び管理業がうたわれていますので、問題ないと判断をしております。

清 水 契約に当たって実績を求めないことや、実績を確認しないで契約をすることは定款にさえうたわれていれば、特に問題ないのですか。少し違和感がありますが、その点について伺います。

鈴木部長 今回の参加資格については、指名選考職員会議も含めてその条件についてご確認をいただき、今言ったような経験を問うものではないということに関しては問題ないということで、その部分に関して参加条件に載せることはしていません。

委員長 ほかに質疑ございますか。

田 村 これは、企業として滝川通運になっているけれども、実態は笹木産業がやるのではないですか。

鈴木部長 滝川通運がいわゆる建て主ということですが、建設そのものは笹木産業が行うことで提案をされています。

田 村 その場合は、さっき言った実績ですが、笹木産業の実績を勘案しないで、滝川通運の定款にその項目があるからということなのか、それとも笹木産業の実績を勘案して、今の清水委員の発言に答弁されているのですか。

鈴木部長 参加資格そのものについて、今までどういうところに建物を建てたかとか、そういう実績を求めているものではございませんが、提案の段階で笹木産業からは千歳市など、その周辺にそういった住宅を建てた実績を含めた提案書をいただいております、そういったものを含めて判断をさせていただきました。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

清 水 私も1回目の質疑であえて聞けなかったのだけれども、滝川通運というのはグループ会社がたくさんありますから、グループとしての実績があることはわかっていますが、今の話だとプロポーザルに参加した企業に実績がなくても、グループ企業に実績があることを評価して契約するというのであれば、わざわざJVを組んだりする必要はないと思います。例えば温水プールでいえば、滝川スポーツクラブと親会社も一緒に契約先としてお互いに責任を負うのです。そうであれば、滝川通運の定款だけであれば、笹木産業も契約の中に入れて、相互に責任を果たすような協定書をつくる必要があると思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

鈴木部長 今回の建設、運営に当たって、不動産業者や建設会社、いろんな業種の方が広く参加ができ、そういった市内のいろんな資金も含めて、そういう活力を求めてこのような条件にしたという経過があります。今清水委員が言ったようなことが本来の参加資格にしっかりうたわれるべきだったのかもしれませんが、目的としてはそういったことも含めて今回の参加資格にしたところですので、今後契約の中で十分検討していきたいと思います。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

窪 之内 プロポーザルを受けた中で、病院側が出した条件をただクリアするだけのものだったのか、それともこういうふうにやりたいというような独自のプランがあったのか。病院側としてはプラスになるような特徴的な提案があったのかについて伺います。

鈴木部長 再公示をした理由は、最初病院の医師住宅ということで、面積的な面や仕様の面で少し一般的なマンションと違う条件を付したことが、結果的に条件の中におさまらない金額が提案されたためです。今回それらのグレードも若干落とした経過があって、一般的なマンションと比較すると若干グレードが高いですけれども、特にこの部分で特徴をつけてくれというものはありません。例えば建物の中に物置をつくるとか、お風呂を広いお風呂にするとか、1LDKだけでも50平米ぐらいほしいとか、結果的にはそういった条件をクリアできなかったということでございます。特に今回の仕様の中でほかのマンションと比べてというところでは言われますと、オートロックは一般的ですけれども、エアコンを設置するといったことを求めさせていただいております。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

木 下 1LDK 8万5,000円、2LDK 9万円とありますが、この家賃の中で本人が負担するのはそれぞれ幾らか伺います。

鈴木部長 以前にも家賃の考え方はお話しさせていただいたのですが、公営住宅の家賃の考え方や現在医師住宅に入っている方の家賃とのバランスを考えると、2分の1程度ぐらいの家賃を設定したいと思っております。9万円であればおおよそ

4万5,000円ぐらいの先生からの負担、8万5,000円であれば4万円前後というような考え方を持っていますが、決定はしておりませんので、詳細が決まりましたら、ご報告させていただきたいと思ひます。

委員 長 ほかにも質疑ござひますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして市民生活部から(2)、滝川市税条例等の一部を改正する条例についての説明を求めます。

## (2) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について

寺嶋課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わりました。

質疑ござひますか。

木 下 この中に給与の所得は載っておらず、給与収入の金額は載っていますが、国保といえば農業所得の方も結構いると思ひますが、その給与所得、収入に見合う金額と置きかえていいのかお聞きします。

寺嶋課長補佐 ひとり世帯の収入788万4,000円で、所得の欄に589万6,000円と記載してあるのですけれども、こちらをそのまま農業所得と読んでいただいて結構です。先ほど私の説明の中で、賦課限度額の推移のところ、23年度が上がっている部分ですけれども、23、24、25年度は上がっていませんと説明したと思ひますので、訂正させていただきます。申しわけありません。

木 下 確認ですけれども、先ほど言ったように2割軽減の方の現行の給与収入223万1,000円を次のページの限度額引き上げによる影響のところの所得の589万6,000円に置きかえて考えていいのか再確認いたします。

榎木課長 一番上の国民健康保険税の軽減制度の拡充のところ、給与収入223万1,000円となつてござひますけれども、所得に直しますと138万円となります。この138万円が農業の所得と考えていただければと思ひます。次の265万9,000円につきましては168万円となります。そして、下の5割軽減のところの147万円につきましては所得としては82万円、次の177万5,000円のところは所得としては106万5,000円となります。

委員 長 ほかにも質疑ござひますか。

清 水 まず、1ページ目の2割軽減のところですが、給与収入の場合、給与収入223万1,000円に対して控除が33万円、35万円掛ける3のほかにあると思ひますが、これは税の給与所得控除と同じものがまず最初に控除されるのかということが1点。制度の話なので、今回改正ということではないのですが、一応確認をしたいと思ひます。

2点目は、2ページ目の課税限度額引き上げで参考で3人世帯、4人世帯についても計算されていると思ひますので、この課税限度額81万円に到達する世帯の4人世帯ぐらいまでお伺いをしたいと思ひます。

3点目は、この限度額を上限に設定しなくてもペナルティーはないと思ひますが、それを確認したいと思ひます。

4点目は、2ページ目の下から2つ目のかぎ括弧で、対象世帯と影響額のところですが、新たに2割軽減世帯になる世帯数、さらに2割から5割になる世帯数、そして中には2割を跳び越して直接5割軽減になる世帯があると思ひますが、数字でお伺ひします。

最後は、一番下のかぎ括弧で、基盤安定支援分というのは国庫支出金なのか、道支出金なのか、またこれで436万9,000円歳入がふえますが、軽減増の歳入減は2,128万9,000円ということで、1,700万円ぐらいの歳入減になるわけですが、この分は交付税、あるいはほかの形で来ないのでしょうか。

委員長 清水委員、4点目の質疑の中で2割負担から5割負担にふえる世帯数というのは先ほど601世帯という説明ではなかったかなと思いますが。

清水 違うのです。5割軽減の世帯が601世帯ふえるということで、私が言ったように飛び級でなるのがゼロであればそうなる。

委員長 わかりました。答弁を求めます。

石原係長 まず、1点目の税金のような所得控除と国庫の所得控除は同じかというご質疑についてですが、国民健康保険税の場合は基礎控除の33万円のみしかありません。ただ、軽減判定所得の際には先ほどご説明したものを以外に1月1日で65歳以上の方の年金所得に限り最大15万円を追加することができるとなっております。例えば年金所得にしまして10万円ある方はその10万円が、15万円以内ですので、控除として追加することができます。

寺嶋課長補佐 私から3点目のペナルティーの関係についてお答えします。

ペナルティーといったもの自体は現在ありません。ただ、国からの調整交付金の重点指標の中に賦課限度額を法定限度額に合わせなさいという部分がありまして、その部分での影響はございます。

榎木課長 まず、課長補佐から説明があったペナルティーの関係ですけれども、補足させていただきます。

課税限度額が上がった年は、過去重点指標として限度額ということが出されています。ただ、上がっていない年、去年、おとしですが、これは重点指標としてペナルティーということでは上がってございません。

それと、軽減による保険税の減収の関係ですけれども、こちらのほうの補填としまして、資料の下から2つ目に影響総額2,128万9,000円、これにつきましては基盤安定支援分の軽減分がございまして、こちらから同額2,128万9,000円が入ってくることとなります。こちらの財源につきましては、北海道が4分の3、滝川市が4分の1となりまして、交付税で100パーセント措置となっております。

資料の一番下ですけれども、基盤安定支援分がございまして。これは、制度上、5割軽減、7割軽減がふえますと、こちらの支援金もふえるような仕組みとなつてございまして、今回5割軽減がふえます。それで、この436万9,000円がふえるということになっています。この分につきましても国が2分の1、北海道が4分の1、滝川市が4分の1の負担となつてございまして、こちらのほうも100パーセント交付税の措置となつてございまして。

石原係長 先ほど4点目にご質疑のありました2割軽減を飛び越えて新たに5割軽減になる世帯につきましては、約17世帯と試算しております。また、2割軽減からの基準が変わって5割軽減になる世帯につきましては、約584世帯となっております。

2点目の3、4人世帯の上限額は幾らかというご質疑についてですが、こちらにつきましては計算が必要になりますので、後ほどご連絡させていただきたいと思っております。

清水 1点目ですけれども、例えば、33万円足す35万円掛ける3は138万円ですが、223

万1,000円から138万円を引いてもゼロにはならない。現行でこういう世帯が2割軽減になるというのは、普通こういう制度の場合、控除33万円不足35万円掛けるxを引くとゼロ未満になるとか、そういった判定をするのではないですか。それと、2点目は、先ほど木下委員からもございましたが、2ページ目の81万円について、給与所得と農業所得は同じに考えていいというご答弁だったと思うのですが、事業所得も同じと考えてよろしいのかお伺いしたいと思います。

石原係長 まず、1点目の軽減の判定の所得について、先ほどの資料の1ページ目にありましたけれども、こちらの基準額、33万円不足35万円ないし45万円掛ける被保険者数とありますが、この合計額以下であれば軽減の対象となります。

榎木課長 給与収入の場合の例で出しております。私たちが給料をもらっているのですけれども、1年間いただいた収入を所得に直すときに換算表がございます。換算表で所得を出しますと、この223万1,000円は、ということになります。また、事業所得等も全部所得につきましては、この給与の223万1,000円ではなくて、33万円不足35万円掛けるx、これでいくと138万円、これ以下であれば軽減ということになります。

清 水 事業所得は、課税限度額のほうで聞いているが、788万4,000円そのままということですね。

榎木課長 課税限度額の関係ですけれども、ひとり世帯にしましたら、788万4,000円で、括弧書きで所得で589万6,000円ということ載っております。これが農業所得や事業所得といった所得の比較ということになります。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。

窪之内 限度額の推移で多い方では4万円となることもあることや下がる方もいるということで、これは納付書と一緒に変更になったというお知らせをするのか、何かまた別な形でのお知らせがあるのか、変更についてのお知らせの仕方についてお伺いしたいと思います。

石原係長 変更につきましては、26年度の当初納付書発送時に保険税の限度額等が変わったことをA4、1枚物で周知したいと思います。

委員 長 ほかにも質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての説明を求めます。

**(3) 平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

石原係長 説明が終わりました。

委員 長 質疑ございますか。

清 水 2ページ目で負担増になる上位所得の右の表で、それぞれ901万円超と600万円から901万円以下の該当人数をお伺いします。

石原係長 上位世帯につきましては、約109世帯となっております。

委員 長 聞かれたのは、上位世帯の所得の901万円超ともう一つの600万円超から901万円以下の範囲の世帯数です。

石原係長 現在手元の資料で、上位所得者の世帯数のみしかありませんので、こちらについても後ほどご報告させていただきたいと思っております。

(「600万円超が100」と言う声あり)

石原係長  
清 水

109世帯になります。

一般についても限度額が2つに分かれて、上のほうは変わらないということですよ。8万100円プラス総医療費引く26万7,000円掛ける1パーセントと、変わらないけれども、210万円以下の方は明らかに負担減になると思いますが、その確認をしたいと思います。

それと、1ページ目のほうで歳入の(1)一般被保険者国民健康保険税医療給付費分(現年課税分)が1,543万8,000円減少する。給付費が改正に伴う減額補正というのは、恐らくそれ以外の減額補正ということか。

また、2行目の2つ目一般被保険者国民健康保険税後期高齢者支援金分(現年課税分)は上限が上がっているにもかかわらずトータルで下がるというのは、これも条例改正で上限は上がるけれども、トータルでは当初予算の見込みより人数が減ったりということでの減額ということでしょうか。

石原係長

まず、先ほどの1点目の高額療養費の210万円以下の世帯につきましては、こちらは明らかに負担は減少いたします。

次に、2点目の医療給付費分、後期高齢者支援金分については保険税の減額補正の分です。こちらは限度額の上限の引き上げによって一部ふえる部分があるのですが、それよりも軽減、制度の拡充で減少するほうが多いためこのようなことになっております。

以上です。

清 水  
榎木課長

給付費は、条例改正以外の部分ということですか。

給付費というのは、先ほど言った一般被保険者国民健康保険税医療給付費分のところの給付費ということです。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。

続きまして保健福祉部から(4)、滝川市一般会計補正予算(第1号)についての説明を求めます。

#### (4) 滝川市一般会計補正予算(第1号)について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋部次長  
委員 長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

木 下  
国嶋部次長

市内の相談支援事業所3カ所の名前がわかれば教えてください。

事業所につきましては、現在市内4カ所で相談支援事業所を開設していらっしゃいますけれども、社会福祉協議会については本年4月からということで、本事業には手挙げをされておられません。残ります市内のほほえみ工房、若草友の会、それと風汐の3カ所になります。

(「風汐」と言う声あり)

国嶋部次長  
委員 長  
窪之内

はい、計画相談支援事業所のリアルを実施していらっしゃる風汐になります。

ほかに質疑ございますか。

この期間の中で資格取得をされると思うのですが、障害者相談支援員という資格なのか、それは道の試験なのか、国の試験なのか、また採用する4人については、全くの素人でも挑戦できるものなのか、一定の資格とか経験を有する者でないとの雇用される条件は満たさないのか。新規の雇用と書いてあるので、ハローワークを通すと思うのですが、ハローワークを通す条件

として何かあるのか。年齢的なものとか、何かそういったものがあるのかお伺いしたいと思います。

国嶋部次長

相談支援専門員につきましては、特段試験を受けて合格しなければならないというものではございません。ただ、道、国等で支援専門員の研修会を実施しておりますので、そういった研修会に参加していただく旅費等についてもこの事業の中に見込んでございます。また、先ほど4人と言いましたけれども、雇用した者を指導する指導員給与も一部含まれております。ですから、条件につきましては特段、例えば経験を何年以上なければならないといったことはないと考えております。雇用していただく中で、その職場の経験者もしくは先達から指導を受けつつ、その作成業務でスキルをアップしていただく。その中で私どものほうから残り約半数以上の計画策定を何とか今年度中に順次進めていただきたいと思います。

窪之内

継続雇用につなげていきたいということだと思っておりますが、これは条件としては入れず、できれば継続雇用にという解釈なのか。その経験を生かして他の施設ということもあると思うので、そういうことで受けとめていいのかお伺いいたします。

国嶋部次長

私どもといたしましては、もちろん市内の事業所でそのまま雇用を継続していただくほうが人材の育成につながりますので、望ましいことではあります。また、今のところ3事業所からお話を聞いている限りでは、その雇った方にもよるとは思いますけれども、雇用は継続していきたいという方針だと伺っております。

委員長  
清水

ほかに質疑ございますか。

ここでいう相談支援専門員というのは介護保険のケアマネージャーとほとんど同じ仕事をしたいと思います。そういう方が基盤となるような資格も要りません、試験も要りません、研修会でオーケーですというのは、無理ではないか。ただ、国の制度がそうなっているのであればそうなのでしょうけれども、少なくとも介護保険ではケアマネージャーの資格を取るためには最低介護福祉士で何年間とか、ヘルパー1級で何年間とか、かなりハードルが高いのです。しかも、試験があつて何年かに1回研修という、その落差に驚いているのだけでも、そこをまず1つ確認をしたいと思います。

2つ目は、先ほどのご説明で計画策定率が低いのは、ここに書いていますけれども、相談支援専門員の不足が主要因と考えられるということですが、現在少なくとも3事業所では支援計画策定できるわけです。滝川市は、包括支援センターのような形で直営で支援計画をつくることはできないような仕組みになっているのか、あるいは3事業所で支援専門員の方が何人ぐらいいて、何人ぐらい不足していると考えているのか。また、ケアプランを立てても商売にならないと、よく聞きますが、特に田舎では事業として成り立たないという話なのです。札幌とかでは別ですけれども、1カ月50人やって25万円で1日1人以上できないという話なのです。そういうことを考えたら、支援専門員の不足というのは、支援専門員がふえていけばできるということであればまだいいのだけれども、支援専門員がふえてもそれにふさわしい収入がなければ、ふえていかないのだからと思うのです。支援計画をふやすために、相談員はもちろん必要なのだろうけれども、不足しているのか、足りていてもできないとしたらその要因は何なのか、あるいはふえれば単純にいくのか。

それと、3点目は、今回の募集で年齢制限は基本的にないと思うのだけれども、今後は担うということであれば、やはりベテランの65歳以上とか、即戦力としてはわかるのだけれども、恐らく緊急雇用でやる場合はそういった方は範疇に入っていないのかなというふうに思いますが、そのあたりについてお伺いします。

国嶋部次長

まず、1点目、先ほどご説明したとおり、試験はございません。それと、雇用の条件、支援計画を直営でできないのかということになりますが、直営ではこれはできない。事業所がやるか、もしくはセルフプランと申しまして、児童の方は多いのですが、親御さんがつくられるという2種類になります。

それと、何人不足してということですが、現在3事業所で相談支援を専門員として配置されているのが1人ずつになります。その中でご自身が所属していらっしゃる事業所の通所者の方のプランとかで正直手いっぱいの状態だと聞いております。また、何人ふえればこれを達成できるのかというのは正直わかりませんが、たまたま私どもとしては計画の策定率が伸び悩んでいるときにこういった事業があり、市内の事業所に声かけをしたところ、取っかかりとしてこの事業で雇用を進めたいというお話をいただきまして、応募をしていただいております。

それから、最後の年齢要件等でございますけれども、確かにそうですが、それぞれの事業所で雇用の要件、募集の要項、職員の採用要件は持っていっていらっしゃいますので、その中で募集になります。ですから、清水委員がご心配のように、例えばベテランで即戦力とはいえ65歳の方というよりは、事業所としても継続しての雇用を希望していらっしゃいますので、やはり私どもで考えているのはお若い方になるのかなと思っております。その中で、例えば3人来た中で全くの素人ではなくて精神保健福祉士や介護福祉士を持っていっていらっしゃる方がいらっしゃれば、事業所の中で当然採用の順番は上がっていくのかなと考えております。

また、収入のお話でしたが、正直申し上げまして、この相談でケアプランをつくることのみ事業所だけでは、とても人件費等は賄い切れないと思っております。ですから、いろんな通所の事業所に相談支援事業所を併設しているところがほとんどになっているのかなと思っております。こういった状況については、介護のケアプランと同じ状況なのかなと思っております。ただ、自分の事業所に通わせるために自分のところでプラン、そこに固まり過ぎますと、逆に自分の持っている通所事業所等への囲い込みにもつながりますので、広く私どもとしては相互に市内全体の人材の育成の質が上がっていけば、それぞれそういった懸念も払拭されるのかなと思っております。なんとしましてもこの事業を利用して少しでも達成率を上げたい。これで100パーセント確実にできますよということは残念ながら申し上げられませんが、そのためにこの事業を活用させていただきたいとするものであります。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(5)、社会福祉事業団への事業移管に係る協定調印についての説明を求めます。

#### (5) 社会福祉事業団への事業移管に係る協定調印について

松澤課長

社会福祉事業団への事業移管に係ります協定の調印についてご報告をさせていただきます。

調印式につきましては、先月3月28日、庁議室におきまして事業団側から石田理事長、木村副理事長ほか3名の方、市側から前田市長、吉井副市長ほか5名、また市議会から田村副議長、厚生常任委員会から関藤委員長、窪之内委員、清水委員のご出席をいただいた中でとり行わせていただきました。石田理事長、前田市長、それぞれ協定書に署名をし、無事終えさせていただいたところでございます。

また、一昨年の石田理事長就任後、ここに至るまでの間、議会の皆様には事業団への本部訪問、近隣施設への視察、また25年度につきましては十数回にも及ぶ委員会を開催していただきまして、精力的にご審議をいただきました。そこで、26年度の4月、この時期に移管することができました。改めて感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上で報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

## 2. その他について

委員長

2、その他について委員から何かございますか。

清水

公共施設マネジメント計画に関連して、中央老人福祉センターと身体障害者福祉センターの統合を考えているという話を聞きます。それで、26年度はまずモデルとしてコミセンということではあるのですが、全体の中でそれが始まるとしたら一気に来ると思うのです。そういうことで、中央老人福祉センター及び身体障害者福祉センター、恐らく市内には障害福祉センター的なものというのはこの2カ所しかないと思うので、一度事業内容の調査を視察も含めて、まずどう活用されていて、どんな建物だとか、常任委員会で調査していく必要があるのかなと思うのですが、皆さんのお考えはいかがでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:43

再 開 14:45

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに何かございますか。

(なしの声あり)

事務局から何かございますか。

(なしの声あり)

## 3. 次回委員会の日程について

委員長

3、次回委員会の日程につきましては正副委員長に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

以上で第39回厚生常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 14:45